

国師・講読師について（上）

名

畠

崇

はじめに

一〇世紀初頭のころ、式部少輔兼備中守という職にあつた三善清行は、意見十二箇条を著わして社会政策上放置できない問題をとりあげ、その対策を上奏した。^①歴朝における寺塔・仏像の造立と田園の施入、都城の造営などにより

国家財政は破局に直面している。^②それに戸口の減少^③により戸の賦課に期待を寄せられなくなつてきている。こう前置きした上で清行は具体的な問題を指摘してその対策を提案する。第一に諸社の祝部が祭祀を疎略にし、仏会にたゞさる僧徒の資質が低下して、神仏の冥助が得られないばかりか、かえつて水旱の灾を招いている。僧徒の資質低下の原因^④は、僧徒の教化・指導の任にあたる僧綱と講読師に持戒持律の人が少なく、「贖勞」の者がいて、すでに僧徒教

導の任にあたる資質を欠くようになつてている。その配下にある国分僧は妻子を養い、耕田・商価を行なうような「無慚」の徒となつている。したがつて諸国講読師はたとい階業を果して資格をそなえていても、「精進練行」の者でなければ擬補してはならない。また国分僧を糺正しない講読師は解任すべきである、と。

ここで指摘された僧綱・講読師をはじめ国分僧の資質の低下は、歴朝の造塔・造仏事業や恒例・臨時の法会の広汎な営みによる度者の激増と、僧の身分保証にともなつて派生したものであろう。諸国講師は、はじめ国師と称していたが延暦十四年国師の名称を講師と改めた。名称の改替は機能の改変を伴なうとみられるが、国師・講読師は中央から地方諸国に派遣され、地方行政の一環としての国分二寺・定額寺・諸寺の造営や修復・資財管理、度戒牒の認証、

僧尼糺正、法会の主宰等の任務をなうのであり、国司のもとで地方行政機構の枢要にたずさわっていたと考えられる。

諸国講読師の資質低下の問題は、国家の地方行政機構の弛緩を示す一例なのだが、諸国講読師の資質については、過去においてたびたび指摘されており、政府はその都度対策を講じている。三善清行の講読師糺正の提案も過去に行われてきた対策の再確認であって、批判のきびしさにくらべて提案の内容にとくに新しいものは認められない。国家仏教の理念が清行の思考の根幹をなしているから、国家仏教の理念の実現をそこなう事態は批判され、提案は糺正という手段に求められてくる。

地方における法務弛緩の問題は講読師・僧尼の側ばかりでなく、上官にあたる国司のあり方にも関係がある。国司が部内の国分尼寺修理稻を支給しなかつたり、講読師・僧尼の布施供養料の支給を確實に行なわなくなっているのである。こうした事態は一〇世紀末から一一世紀初頭にかけて顕著に現われてくるのだが、講読師の資質の低下と国司の仏寺の修理・僧尼供養料の下行怠緩とは相互に因果関係をもちながら、国家仏教の衰運を促しているようである。

このような観点から、古代の国家において国師・講読師のになつた役割と、その変質の過程に検討を加えて、古代

仏教の一面をうかがおうとするのが小論の試みである。

註

① 上奏は延喜十四（九一四）年四月二十八日。このとき清行は從四位上。これまでに肥後介・備中介・伊勢權介・刑部大

輔・式部少輔・大學頭・文章博士を歴任。三善清行の伝については所功『三善清行』（人物叢書一五七・昭四五年一〇月吉川弘文館発行）参照。

② 「意見十二箇条」序。天平期の仏像・國分二寺の造立で國費の一〇分の五を失い、桓武朝の長岡・平安京の造営で国三を、仁明朝の奢侈で二分の一を、貞觀年中応天門、大極殿が焼失し再建に一分の半を費し、今残るのは往時の十分の一に及ばない、としている。

③ 備中國下道郡邇磨郷のばあい、天智朝に軍士三万人を集められたといふのに、天平神護年中に課丁千九百余、貞觀の初年に課丁七十余人、今は皆無だとしている。

④ 国司が公務に忙しく國中の法務を全て講読師に委ねていることも原因の一つにあげている。

⑤ 永延二年一月八日「尾張國百姓等解」（平安遺文二卷四八一～二ページ）。

⑥ 『政治要略』五五・交替雜事長保三年五月十九日、太政官符「五畿内七道諸國司雜事三箇条」

大宝二年二月二十日に「任^①諸國國師」のことがあり、延喜十四年四月十三日の官符で国師を講師に改称し講説に専従させることになった^②。国師は官の任命によりて諸国に

一

赴任し寺院・僧尼の管理教導の任にあたり、国家の仏教施策の一環をなし、国家仏教の進展と密接なかかわりをもつ。国師設置の事情、国師の職掌、選任・員数・待遇・遷替等については、佐久間竜氏・井上薰氏・井上光貞氏らの考察により知見が加えられている。左にその概要をあげてみる。

(一)、国師は大宝二年二月二十日に設置されたが、それ以前に国師に先行するある種の形態があつたことも予測される(佐久間氏)。

(二)、国師という地方僧官は隋・唐の制度にはない。州県に僧官たる昭玄をおくという北魏・北齊の制度や、それをおそっていた新羅の制度から学んだものとみられる(井上光貞氏)。

(三)、国師設置に先行して僧尼令を大安寺に説き、ついで僧綱補任がある。国師設置は僧綱が建案し、設

置の意図は国司が行なう僧尼の名籍管理など一般的統轄以外の具体的な仏教施策、僧界内部の問題を円滑に処理することに求められる(佐久間氏)。

(四)、国師の人選は僧綱が行ない、太政官を経て任命され、中央から派遣されるのが原則。

(五)、国師の居所ははじめ国衙で、国分寺造立にともなつて国分寺に移ったと考えられる(佐久間氏)。

(六)、国師の任期は「一同俗官」であつたが、延暦三年五月以後六年とし、延暦十四年四月「講師」と改称し、講説に専従させ永任とした。永任は安住・怠緩になるので同二十四年十二月秩満を六年にもどした。

(七)、待遇は事力・従者を与えられ、宝龜元年五月、朝集に駢馬に乗ることを許された。

(八)、員数ははじめ毎国一人(二国兼任の例もある)としたが、宝龜元年以降増員され毎国三~四人となつた。

(九)、延暦二年十月に「承前例」により大・上國は各大国師一人、少国師一人とし、中・下国は国師一人に改めた。

(十)、職掌は地方で国司の下にあって、諸国寺院の資財管理を検察、部内僧尼の得度、受戒の手続き、僧尼の指導糾正、国分寺造立の督励、読經講説などにあつた。

た(佐久間・井上薰氏)。

国師の職掌・員数・任期には変更があつて一定しないのは、僧界の変質、政府の仏教施策の変換を示している。大宝令において国司の権限は強化され、その下に置かれた国師は国司の任のおよばない部分の処理にあたり、国司の権限が弱少化するにともない国師の権限も多少拡大したと推測されている。井上薰氏は国師を国分寺造立との関係においてとらえ、国師のもつ歴史的な役割を主として考察を加

えておられる。氏は国分寺の造営事業を第一期（天平九年（1010年））、第二期（天平感宝元（750年）～天平宝字七年（755年））、第三期（天平宝字八年（756年）～延暦三年（764年））にわけ、第一期で從来国分寺造営は国司に負わされていたが、国司の中に造営に意を用いない者があり造営不振をひきおこした。それで国師を造営に関預させ、国分寺造営の指導権を国司と国師が分有することになった。第二期における国師について言及されてい

二

ないが、第一期の繼承で国師の任に特に変化がないとみておられるようである。第三期では国分寺造営・經營の主導権を国師に回収する意図があらわれ、道鏡政権下になつて国師は国分寺造営の任務を重く課せられ、朝集に駅馬を使ふなど国師が優遇されたことを指摘された。国分寺の造立と經營の面から国師の権限をみると、国司指導型→国司・國師の分担型→國師主導型といったコースがたどれるわけであろう。

以上が国師について得られる知見のあらましであるが、一・二の問題点を指摘して私見を加えてみたい。

註
① 『続日本紀』卷三。
② 弘仁三年三月二十日太政官符（『類従三代格』）卷三・國分寺事）

国師設置の事情について。国師の設置をみるのは大宝元年二月二十日で、新令（大宝令）が撰定され施行準備が進められている時のことであるから、国師の設置が新令の撰定・施行にともなう法務管理の機構や地方行政の整備の一環をなしていることは確実である。大宝元年三月二十一日「始依三新令改三制官位名位号」、同四月七日「始講新令」親王諸臣百官人等就而習之、「ついで六月一日「令三正七位下道君首名説」僧尼令于大安寺」のことがある。京官に新令を講習して二か月に満たぬ間に京諸寺の僧尼に僧尼令を説いており、僧尼対策が政府の主要な課題にあがつていることを示している。ついで大宝二年正月二十五日に智淵・善往・弁正・僧照をそれぞれ僧正・大僧都・少僧都・律師に任じ、同二月二十日に諸国國師を任命している。いわれるようには諸国國師を選定したのはおそらく僧綱であろう。そして国師選

③ 佐久間萬氏「国師について」（『続日本紀研究』一二三号昭和三九年（1964年）一〇月）井上薰氏「奈良朝仏教史の研究」第五章国分寺の成立・第二節國分寺の造営（昭和四一年七月吉川弘文館発行）井上光貞氏「日本古代国家の研究」第II部第一章「日本における仏教統制機関の確立過程」（昭和四〇年一月岩波書店）同氏『日本古代の國家と仏教』第二章「律令的國家仏教の形成」（昭和四六年一月岩波書店）

定の規準は僧綱に準じたのではなかろうか。僧尼令「任僧綱条」に「必須用下德行能伏三徒衆、道俗欽仰、綱維法務」者とあつて、延暦三年五月一日の勅「比年国師遷替、一同俗官、送レ故迎レ新、殊多ニ勞擾、教導未宣、弘益有レ虧、永言其弊、理須改革」、自今以後、宜下撰ニ有智有行、為レ衆推仰者補^モ之、其秩滿之期六年為^レ限^(⑤)の「有智有行、為^レ衆推仰者」と対応する。国師の任期については右の勅が参考にされ、「同俗官」と考えられているが、「比年」と「永言其弊」に矛盾が生じて理解しがたくなる。^(⑥)ことによると国師設置の当初には国師の任期は僧綱の「一任以後、不レ得^ニ輒換^(⑤)」に準じたのかも知れない。延暦十四年八月十三日の官符で国師を「講師」に改称し、講説に専注させ「一任之後不レ得^ニ輒替^(⑤)」としているのも、先例がないとすると唐突な措置にすぎるように思う。

次に神祇祭祀との関連において問題をとらえてみたい。令において神祇令と僧尼令が令文構成の上で第六、第七の位置をしめ、戸令・田令以下の令文に先行しているところからも知られるように、神祇祭祀と仏事は国家の攘災招福の実現を期する必須の要件であった。新令施行にともない宗教施策として仏事と共に神祇祭祀の施策が予定にのぼっている。大宝元年八年八日「遣明法博士於六道」（除三西

海道）講^ニ新令について、同十一月八日「始任^ニ造^ニ大幣」^(⑦)、以^ニ正五位下弥努王・從五位下引田朝臣余閑^ニ長官^(ニ)、大宝二年二月十三日「為^レ班^ニ大幣、馳^ニ駅追^ニ諸国々造等^ニ入^レ京」、同三月十二日「天皇御^ニ新宮正殿^ニ齋戒、惣頒^ニ幣帛於畿内及七道諸社」、同四月十三日「詔定^ニ諸国々造之氏^(ニ)、其名具^ニ國造記^(ニ)」。岡田精司氏も指摘^(⑧)されているよう、これらのことがらが祈年の幣帛造製—漢齋奉祀—諸國諸社に班布奉幣—諸國諸社の祭祀主宰者（国造）の選定と一連の関係において理解され、新令施行にともなつて祈年の幣帛頒下と諸國諸社に奉幣祭祀の制が機構を整えて再発足したわけである。令の国司の職掌に「祠社^(ニ)」とあり、神祇令「大嘗祭條」に「每^ニ世一年、国司行^ニ事」、同「神戸條」に「神戸調庸及田租者、並充^ニ造^ニ神宮^(ニ)及供^ニ神調度上^(中略)皆国司檢校」とあるように、国司が部内諸社の祭祀に関与し、神宮の供物用途の檢校にあたるのだが、祈年祭にあたつて入京、幣帛の頒下をうけ部内諸社に奉幣する^(ニ)のは国造であった。周知のように、いわゆる国造制は大化改新で廃止されたが、地方豪族としての国造の地位は令制下でも存続していく、郡の大領少領に任じられる例が多い。いわゆる新国造（律令国造・令制国造）である。新国造については旧国造の問題と関連してこれまで多くの論考

が加えられているが、新野直吉氏の学説整理^①に従うと、新国造についての知見は次のように要約される。新国造は天武五年までに登場し、大宝二年四月までの段階でほぼ全国的に選定設置を終えたこと。一国一員の制で、神事を主要な職掌とし大祓に関与、任国への伝達奉幣の任にあたること。すなわち任国の「諸祭祠事」にたずさわる「代表的な神主」「地方神祇官」としての性格をそなえた官であり、國造田の支給をうけること。国司と国造との関係は中央の太政官と神祇官との関係に通じ、神祇官と一脈通じる属性をこの国造が地方でもつていたこと。

こうして地方の祭祀施策が進行するのと、時を合せて僧綱の補任、諸国国師の設置が行われていて、政府の宗教政策の一環として両者は対応しつつ同時に推進していくとしたとみてよいであろう。注目してよいのは、諸国のか務を主宰する国師と祭祀を主宰する国造とが職掌がら対応していることである。令の国司の職掌で国造・国師の職掌と抵触する条文が「祠社」「寺、及僧尼名籍^②」と対応し、国司権限が両者に係わる度合もほぼ等しいようである。国造が中央の選定をうけて部内の諸社諸神の祭祀を主宰するのに対応して、国師も中央で任命をうけて任国諸寺の法会（礼拝供養）を主宰する任を有するわけである。と

なると国分寺制に先行する一国一寺制、たとえば「諸国毎家作仏舍」と、そこで供養礼拝する国師に先行するある種の形態についても検討しなおす余地があるようと思える。また国師の職掌についても、寺院・僧尼の管理など行政面の仕事もさることながら、初期において法会主宰や僧尼教導が主要な部分を占めたのではないか。

部内神社の祭祀を主宰する国造は、選出・任命の仕方から考えて官職を世襲したとみてよいが、国師は仕事の性質からみて中央から赴任する場合が多かつたのではないか。神祇祭祀は古くから地域社会と不可分の関係において存続していて、地域性が強く、祭祀形態も神祇令「天神地祇者、神祇官皆依常典祭之」とあるように、祭祠は社会の慣習として定着していたはずである。政府が在地の祭祇制を尊重する方針をとり、祭祀の主宰者を在地の国造の中から選定したのはもつともである。

仏教は政府の「諸国毎家作仏舍」の方針や、地方の豪族層の受容によって、地域社会にある程度まで定着していただろうが、仏教の教えが複雑な内容をもち、法会の形態も多様である上に、中央において新たな經典や仏事がたえず採用されて、諸国に読誦・勸式が指令されるから、法会の主宰者は新たな經典・仏事に習熟する必要があつて、中央

三

宝亀元年以降の国師増員について。

延暦二年十月庚戌に「治部省言、去宝亀元年以降増^ニ加國師員^ヲ、或國四人、或國三人、於^レ事准量深匪^ニ允懶^ハ、望請、自今以後、依^ミ承前例^ハ、大上國各任^ミ大國師一人少國師一人、中下國各任^ミ國師一人、許^レ之^ヲ」のことがある。國の等級に準じて國師の員数を定めた「承前例」が何を指すのかが

問題になるところであるが、井上薰氏は天平神護元年の因幡國師の牒状^⑤に大國師玄藏の署名があり、大國師に対応して少國師もおかれたわけで、承前の例は天平神護のころにさかのもぼることを明らかにされ、その員数が宝亀元年から毎国四人か三人に増加した原因を道鏡政權に求められた。延暦二年と宝亀元年らしい増加されていた國師の員数を「承前の例」により整理したのは、桓武朝の仏教施策の一つであると共に、一般行政面からの要請でもあったようである。宝亀十年閏五月二十七日の太政官奏に、諸國の史生・博士・医師の定員について國に定准がなく公用が淆乱しているので、國の大小に従つて新たに員数を定め、史生は大国五人、上國四人、中國三人、下國二人とし、博士・医師については天平神護二年四月二十六日の格（博士は

三、四国を摠べ、医師は兼任）に准じ、博士・医師兼任の國は国別に史生を二人加えることにした。大国・上國・中國の史生を從来より一人増加して、史生増員の要請にこたえたわけである。延暦二年の國の等級に準処した國師任用の制は、官員の員数を國の等級に準じて整理確保しようとする政策の一環であり、史生の増員に對して國師の數を減らしたのは、地方行政においても政治・財政を宗教に優先させる政策のあらわれであろう。

宝亀元年いらしの國師の員数が増加したのが道鏡政權によることは疑いないと思う。ただ「宝亀元年以降」というと、この年八月十七日に道鏡が政界から追却されているので、道鏡政權下における國師増員の時期は宝亀元年の正月から八月初めまでにせばまつてくる。この期間における國師増員につながるような事がらとして、四月二十六日に根本・慈心・相輪・六度等の陀羅尼を奉納する三重小塔百万基の造製がおわり、「分^ニ置諸寺賜^ニ供^レ事官人已下、仕丁已上、一百五十七人爵^⑥」のことがある。考えられるのは百万塔造製・陀羅尼印刷に関与したり、供養にたずさわった僧を栄誉として國師に任せたことことで、ついで五月四日「始聽^ニ諸國國師乘^レ駅朝集^一」のこと、これと一連の關係があるようと思える。また七月十五日に勅して、攘災のため京内諸寺

に七日間大般若經を転読せしめ、「宣令普告天下、斷辛肉酒、各於當國諸寺奉^タ詠、國司國師共知、檢^タ校所^レ讀經卷并僧尼數、附^タ使奏上」とある。國郡の民に精進食を励行させ、國郡の諸寺で僧尼に經（大般若經六百卷？）を読ませ、經卷と読誦する僧尼の数を検挙すると、國司・國師の業務は過重になるから、この時点でこのような業務を課するに十分な國師の員数がそなわっていたか、または國師を補充する必要が生じたことであろう。

〔以下次号〕

註
① 『統日本紀』宝龜一年正月二二日勅 「員復居多、侵損不^レ少」に対応する。

② 『続日本紀』同日条。

③ 『大日本古文書』五卷五二七ページ。

④ 『統日本紀』同日条・『類從三代格』卷五加減諸國官員并廢置事。

⑤ 井上薰氏が「承前の例」を天平神護のころにさかのぼる、とされたのに附合する。

⑥ 『統日本紀』同日条、以下史料は『讀日本紀』
(本学助教授 日本佛教史学)